

# 愛媛県立松山南高等学校同窓会会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は、愛媛県立松山南高等学校同窓会と称し、事務局を学校内に置く。

第2条 本会は、会員相互の交誼を厚くし、併せて学校との連絡をとり、学校の発展を助成することを目的とする。

## 第2章 会 員

第3条 本会は愛媛県立松山南高等学校及び松山高等女学校、松山第二高等学校の卒業生を会員とする。

第4条 本校職員ならびに旧職員を客員とし、客員中より顧問を委嘱することができる。

## 第3章 役 員

第5条 本会には次の役員を置き、会務を処理する。

会長1名、副会長若干名、会計監査2名

第6条 本会役員は下記の方法によりこれを定める。

(1) 会 長 幹事の中から互選する。

(2) 副 会 長 同上

(3) 会計監査 幹事の中から会長が委嘱する。

第7条 役員の任期は満2か年とする。ただし再任を防げない。

第8条 役員の任務は次の通りとする。

(1) 会長は本会を代表し、本会一切の事務を総理する。

(2) 副会長は会長を補佐して、会長とともに本会一切の事務を総理する。

(3) 会計監査は会計を監査する。

第9条 会長を退任したものは、顧問となることができる。

## 第4章 幹 事 会

第10条 本同窓会の運営及び議決については、各期を代表する幹事会にてこれを行う。

決定事項については、総会において之を報告するものとする。

第11条 幹事会の構成員は次のとおりとする。

(1) 幹 事 各期毎に会員の中から互選する。

幹事は本会の運営について協議し、その遂行をはかる。

(2) 専務幹事 幹事の中から各期において、1～2名を互選する。

専務幹事は各期を代表して期の取りまとめを行う。

(3) 校内幹事 本会会員で本校職員に任ぜられた者。

校内幹事は事務局の運営を司り、学校との連携を図る。

第12条 幹事に選任された者がその任を全うする事が困難な事態が生じた際は、後継の幹事を指名する事でその任を免じられるものとし、その場合は遅滞なく同窓会事務局へ書面にて届ける義務を負う。

第13条 幹事会には各期より最低1名は出席するものとし、幹事同士が連携を図ってその実現に努める。

第14条 急を要する事項で幹事会が開けない場合は、会長・副会長において代行し、後日幹事会において報告のうえ承認を受けるものとする。

## 第5章 公 務

- 第15条 本会は学校の発展に寄与しかつ会員相互の動静を調査し、就職その他の便をはかる。
- 第16条 本会は毎年一回総会を開き、事業報告、予算、決算の報告及び諸連絡等を受けるものとする。
- 第17条 本会は目的達成のため各種の会合を催すことのほか、会報及び会員名簿の発行を行い、会員・客員及び在学生の為に有益な事業を行う。
- 第18条 本会は一切の会務を処理するために、必要に応じて幹事会を開く。

## 第6章 会 計

- 第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第20条 本会の経費は会費その他の収入をもってこれに充てるものとする。
- 第21条 本会員となる本校生徒は、在学中会費として入会金を納入する。会費は全日制 5,000 円、定時制 3,500 円とする。ただし、中途退学又は転学の生徒には返金をする。
- 第22条 年会費
- (1) 会員は年会費として毎年 2,000 円を納入するものとする。但し、複数年度分を一括して前払いすることはこれを防げない。
  - (2) 会員が第7章に規定する同窓会支部に所属する場合において、年間 2,000 円以上の支部会費を負担した場合は、年会費を免除する。
  - (3) 会員が同窓会報の受領を必要としない旨の意思表示をした場合は、年会費の支払いを当該期間については免れるものとする。
- 第23条 前条の外、臨時費用を必要とする場合は、幹事会の決議により金員を徴収することができる。
- 第24条 経費の支出及び収入のすべては、会長の承認を受けるものとする。
- 第25条 本会の収入現金は会長の名をもって保管する。ただし、出納事務は本校教職員に委嘱することができる。

## 第7章 支 部

- 第26条 多数会員の在住する地においては、会員の申し出により支部を設立することができる。
- 第27条 各支部は適宜会則を定め、会長の承認を受けるものとする。
- 第28条 各支部は遅滞なく本部へ会員名簿を送付し、行事を報告する。

## 第8章 そ の 他

- 第29条 本会会則は、幹事会の決議によりこれを改正することができる。

|     |                      |               |
|-----|----------------------|---------------|
| 附 則 | 平成 6 年 4 月 1 日一部改正   |               |
|     | 平成 10 年 5 月 23 日一部改正 |               |
|     | 平成 13 年 10 月 7 日一部改正 |               |
|     | 平成 14 年 6 月 7 日一部改正  |               |
|     | 平成 16 年 7 月 3 日一部改正  |               |
|     | 平成 18 年 7 月 1 日一部改正  |               |
|     | 平成 28 年 7 月 2 日全面改正  | この改正は本日より施行する |